

国の一時支援金の対象外となる方へお知らせです。

中小企業者一時支援金 を創設します。

給付対象者

以下の①～⑤の全てに該当する事業者の皆様が対象です。

- ① 令和2年12月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する
- ② 国の一時支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象とならない
- ③ 令和3年1月から令和3年3月までの間で、1か月当たりの売上が、前年同月比あるいは前々年同月比20%以上50%未満減少している
- ④ 令和3年1月から3月までの売上減少額の合計が15万円以上ある
- ⑤ 引き続き千葉市内で事業継続の意思がある

※制度の詳細については、今後ホームページで公開予定。

給付金額

1事業者あたり一律15万円

ホームページのQRはこちら↓

申請受付

令和3年5月下旬から受付開始 (予定)



申請方法

オンライン又は郵送 (予定)



- ・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、業種を問わず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を幅広く対象とする予定です。

千葉市 事業者向け臨時相談窓口

☎043-245-5898 (平日9時～17時)

【支援金の不正受給は犯罪です!】

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、十分注意して申請手続きを行ってください。